

市議会の役員改選

4月28日下呂市議会臨時会で、議会の役員改選が行われ、議長に伊藤厳悟議員、副議長に各務吉則議員が選出されました。

また、各委員会の構成は次のとおりです。

(敬称略、◎が委員長、○は副委員長)

【議会事務局】



議長
伊藤厳悟
(68歳)



副議長
各務吉則
(68歳)

【常任委員会】

◆総務教育民生常任委員会▽◎今井政良、○今井政嘉

中島ゆき子、田中副武、宮川茂治、中島新吾、中島達也

◆産業経済常任委員会▽◎一木良一、○尾里集務、各務吉則、中島博隆、伊藤厳悟、吾郷孝枝、中野憲太郎

【議会運営委員会】

◎中野憲太郎、○中島達也、田中副武、今井政良、各務吉則、一木良一、中島新吾

【特別委員会】

◆濃飛横断道・リニア特別委員会▽◎中島達也、○田中副武、今井政良、各務吉則、中島博隆、一木良一、吾郷孝枝

◆議会改革特別委員会▽◎今井政嘉、○中島新吾、中島ゆき子、田中副武、中島博隆

◆議会報編集特別委員会▽◎中島ゆき子、○尾里集務、今井政良、各務吉則、一木良一

◆予算特別委員会▽◎田中副武、○今井政嘉、議長を除く13人

◆決算特別委員会▽◎今井政嘉、○今井政良、議長を除く13人

◆庁舎・振興事務所整備、旧下呂温泉病院跡地等活用検討特別委員会▽◎中島博隆、○吾郷孝枝、議長を除く13人

平成29年度 下呂市連合 自治会役員

会長1人、副会長
▽副会長
4人を紹介します。

▽会長
田口盾男さん(下呂)

小林美彦さん(萩原)

小林則三さん(小坂)

山口隆士さん(金山)

林 芳樹さん(馬瀬)

行政相談委員を委嘱

『行政相談委員』とは、総務大臣からの委嘱により、国の行政サービスの手続きや苦情などについて相談に乗り、その解決のため助言や関係行政機関に通知したりする人のことで、ボランティアで活動されています。

下呂市では、5人が委嘱されました。

- 大島晃司さん(金山地域)
 - 今井孝幸さん(下呂地域)
 - 山中友明さん(小坂地域)
 - 無笹悦臣さん(馬瀬地域)
 - 熊崎武司さん(萩原地域)
- 下呂市社会福祉協議会
のよろず相談で、行政相談委員が相談員を務める日もあります。相談は無料で、秘密は守られます。

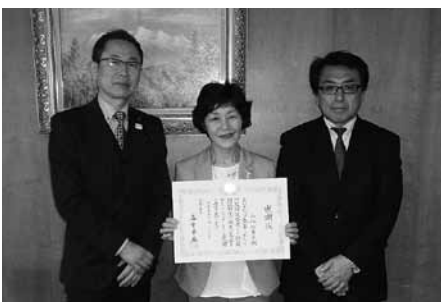
【総務課】

前行政相談委員に感謝状

行政相談委員を退任された小林加壽子さん(萩原地域)に、総務省岐阜行政評価事務所長から感謝状が贈られました。

小林さんは行政相談委員として、平成25年4月から平成29年3月までの2期4年を務められ、市民の苦情の解決や行政運営の改善に尽力されました。

【総務課】



▶小林加壽子さん(中央)、総務省岐阜行政評価事務所長の宮田さん(右)、服部市長(左)

春の褒章受章者

市内から1名受章されました。
おめでとうございます。

★藍綬褒章

【消防功績】

石神拓実さん

(57歳・金山町菅田笹洞)



昭和57年に金山町消防団に入団し、35年の長きにわたり現在も勤続され、平成28年からは、市消防団長に就任し日夜献身的に尽力されています。

「受章は、素晴らしい先輩、同僚、後輩、そして家族のおかげ」と感謝し、「今後も、予防活動や団員確保などに努めていきたい」と力強く抱負を語られました。

★旭日小綬章

【地方自治功労】

二村勝己さん

(78歳・馬瀬中切)



昭和62年から馬瀬村議会議員、平成16年から平成28年まで下呂市議会議員と、計8期28年11カ月の長きにわたり在職され、地方自治の振興発展に尽力されました。

「議員には自分になりたいくてなったもので、表彰はおこがましい気がするが、これも皆さまのおかげ」と感謝と喜びを述べられました。

春の叙勲受章者

市内から3名受章されました。
おめでとうございます。

★瑞宝単光章

【消防功労】

福澤辰之さん

(65歳・森)



昭和53年に下呂町消防団に入団され平成26年まで、36年の長きにわたり、地域の消防業務に尽力されました。その間、平成22年からは市消防団長を務められました。

「仲間がたくさんできたことが何より」。消防関係者、家族への感謝も述べられました。現在も、防災士や県消防協会参与として活躍されています。

★瑞宝単光章

【土地改良業務功労】

松井範夫さん

(81歳・萩原町尾崎)



昭和43年から萩原町川西北部土地改良区の水取口水門と水路を、49年の長きにわたり管理され、現在も田畑の安定給水に尽力されています。「昔は設備が原始的で、とても苦労した。夜中に大雨の中、水門を閉めるのは決死の覚悟だった」と思い出を語られ、「下流域の人に祝福していただいた」と嬉しそうに述べられました。

空き家などの 適正な管理の お願い

全国的に空き家が増加しています。下呂市においても、管理不全な状態にある空き家が増加しています。

空き家が放置されて、管理不全な状態になると、建物の倒壊、不審者の侵入による火災や犯罪の発生する恐れがあります。

空き家などの適正管理について、ご協力をお願いします。

【建築課】

所有者・管理者の責務

空き家などは、あくまで所有者（または管理者）の財産であり、管理不全な状態にならないよう自らの責任において適正な管理を行うとともに、敷地内にある資材および堆積物などについても、適切に管理しなければなりません。

管理不全な状態で放置された結果、事故が発生し、他人に危害を与えた場合は、空き家などの所有者（または管理者）が責任を負わなければなりません。

情報提供のお願い

管理不全な状態と思われる空き家などがありましたら、下呂市建築課（☎ 53-2010）まで情報提供をお願いします。

市が実施できる措置

市は、管理不全な状態と思われる空き家などがあると認められ、市民への身体、財産に危害を及ぼす恐れがあるときは、必要に応じて実態調査、指導、勧告、命令などを行うことができます。